

松茂町認定特定創業支援等事業に関する証明書交付事務取扱要綱

令和6年4月23日

要綱第37号

(趣旨)

第1条 この要綱は、産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）第2条第33項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定創業支援等事業計画 法第127条第1項に規定する創業支援等事業計画であって、松茂町が作成し、主務大臣が認定したものをいう。
- (2) 認定特定創業支援等事業 法第2条第33項及び経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第8条に規定する事業であって、認定創業支援等事業計画に記載されたものをいう。
- (3) 証明書 認定特定創業支援等事業による支援を受けて創業（法第2条第30項に掲げる行為をいう。）を行う者に対して、当該支援を受けたことを町長が証明するものをいう。

(証明書の交付対象者)

第3条 証明書の交付対象者は、認定特定創業支援等事業による支援を受けた者で、次の各号のいずれかに該当し、かつ、松茂町暴力団排除条例（平成24年条例第19号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等でないもの又はこれらの者と密接な関係を有していないものとする。

- (1) 事業を営んでいない個人で、町内で創業を行おうとするもの
- (2) 町内で創業後5年を経過していない個人又は法人

(証明書の交付申請)

第4条 証明書の交付を希望する者は、経済産業省関係産業競争力強化法施行

規則第7条第1項の規定による証明に関する申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

（証明書の交付）

第5条 町長は、前条の申請があった場合は、当該申請に係る事項について確認し、適当と認めるときは、証明書を交付するものとする。

（証明書の有効期限）

第6条 証明書の有効期限は、次の各号に掲げる日のうち、いずれか先に到来する日を定めるものとする。

- (1) 認定創業支援等事業計画の計画期間終了日
- (2) 令和9年3月31日
- (3) 創業後の者については、税務署に提出した開業届又は法人設立届出書に記載されている開業日から5年を経過しない日

（証明の取消し）

第7条 町長は、証明書の交付を受けた者が、偽りその他不正の手段により証明書の交付を受けたときは、当該証明書に係る証明を取り消すことができる。

2 前項の規定により証明を取り消す場合は、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第7条第1項の規定による証明の取消通知書（様式第2号）にて申請者へ通知し、返還を求めるものとする。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、認定特定創業支援等事業に関する証明書の交付等について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月3日から施行する。